

産学連携及び知的財産に関するポリシー

産業医科大学

本学は、これまで産業医学、産業保健を中心とする教育研究によって、社会や産業界に貢献してきたが、今後はさらに教育と研究という基本的使命に加え「知の創造拠点」という役割を果たさなければならない。このため、本学は産学連携の推進並びに知的創造活動を通じて、その成果としての知的財産を広く社会や産業界で活用することを目的として、産学連携・知的財産本部を設置し、戦略的かつ組織的な知的創造活動を展開することとする。そしてこの際、本学の産学連携推進及び知的財産管理の基本的な考え方として、下記の通り3つのポリシーを定め、教職員の理解を深めることとする。

1. 産学連携ポリシー

本学は、産業医学及び産業保健分野の学術研究を積極的に推進し、その成果としての知的財産を広く産業界や社会で活用するため、大学として積極的に産学連携に取り組むこととする。

よって、本学は次のことを産学連携ポリシーとして掲げ実践することとする。

- (1) 産学連携活動を効果的に推進し、我が国の産業医学と産業保健の発展に寄与する。
- (2) 学術成果を産業界等に積極的に技術移転することを通じて、本学における教育と研究の社会的付加価値を高める。
- (3) 産業界等における先端的な知見を本学としても積極的に活用し、本学における教育研究の水準の向上を図る。

2. 知的財産ポリシー

本学は研究成果の社会的還元を図るため、産学連携を一層進展させることを目指す。これを実現するためには、本学における知的財産の創造と効果的な活用が重要である。このため、総合的な産学連携活動を通じて、質の高い知的財産の運営・管理を推進することとする。

よって、本学は次のことを知的財産ポリシーとして掲げ実践することとする。

- (1) 本学における知的財産の創造、保護、管理、活用を戦略的かつ一元的に行うため、職員等による職務発明等に係わる特許等を受ける権利は、原則として本学が承継する。
- (2) 本学は、特許等を受ける権利を承継しないことが適当と認める場合には、当該権利を当該職員等に帰属させることができる。

3. 利益相反ポリシー

本学が産学連携を進めるにあたり、教職員においては、教育・研究等の責務と産学連携に伴う責務が相反する場合が生じ得る。

本学は、教育・研究等に関する責務を果たしながら、産学連携を健全かつ活発に推進していくため、この利益相反・責務相反を適切に解決する考え方として、次のことを利益相反ポリシーとして定め、内外に明示することとする。

- (1) 本学は、教職員が教育・研究等の業務と調和を保ちつつ産学連携活動を実施するよう啓発活動を行うとともに、活動状況を管理し、適切な推進を図る。
- (2) 本学は、教職員が産学連携活動により受ける利益が社会通念からみて疑念を抱かれないように、その活動を透明かつ適正な形で推進する。